

明治前期の陸軍下士と自由民権

落 合 弘 樹

- I はじめに
 - II 松村弁治郎の檄文と建白書
 - III 小原弥惣八の割腹事件
 - IV 中西元次郎の請願書奉呈計画
 - V 陸軍教導団と下士の学習
 - VI 陸軍下士の地位と不平
 - VII おわりに
- 〈付論1〉 東京鎮台下士の新聞講読研究会
〈付論2〉 「東北的大動乱の陰謀」と仙台鎮台伍長

I はじめに

1882年（明治15）8月、右大臣岩倉具視は自由民権運動の拡大と朝鮮における壬午事変勃発という内外の危機にあたって作成した「第三号機密意見書」¹⁾において、現状は革命前夜にも等しいとして府県会の中止を訴えるとともに、「陛下ノ信愛シテ股肱トシ、且ツ以テ国家ノ重キヲ為ス所ノ陸海軍及警視ノ勢威ヲ左右ニ捧ゲ、凜然トシテ下ニ臨ミ、民心ヲシテ忌憚スル所アラシム可シ」と、全面的に軍隊・警察に依拠した強気な姿勢で望むことを主張している。これは、軍隊が支配装置の中核にあってあらゆる社会集団に強制力を発揮する存在であることを²⁾、自らの危機感を前に再確認したにすぎない。ところで、彼は同時に「若シ今日ノ如クニシテ、人心ヲ収束スル事ナク権柄益々下ニ移リ、道德倫理滔々トシテ日ニ下ラバ、兵卒軍士ト雖モ焉ンゾ心ヲ離シ戈ヲ倒ニセザルヲ保センヤ」との不安をも漏らしている。

この言葉は立憲制に消極的な岩倉の政府内に対するいわば脅し文句であるが、そうした最悪の事態のシナリオを描く彼の脳裏に、4年前の1878年（明治11）8月に近衛砲兵大隊で発生した竹橋事件のことが浮かんだことは容易に想像できる。この事件の背景には西南戦争後の待遇悪化に対する帰還兵らの不満のほか、自由民権運動の影響があったともいわれており、事件直後に起稿された軍人訓戒では「動モスレバ時事ニ慷慨シ民権ナドト唱ヘ」る者が存在する事を認めたくらんで、「軍人ノ本分ト相背馳スル」として建白や投書を含む政治活動を禁止し、軍人

に忠実・勇敢・服従を強く求めている。しかし、たとえ軍隊が政府の「暴力装置」であっても、外部の社会から軍人を完全に遮断することは不可能であった。1880年（明治13）2月の『陸軍省日誌』には、「諸生徒並下士兵卒、演説講談会等へ聴聞ノ為メ罷越候儀ハ不相成筈ニ候処、近来窃ニ右等ノ場所へ立入候者モ有之哉ニ相聞へ、不都合ノ事ニ候条、自今心得違ノ者無之様嚴重相達可申、此旨相達候事」との布達が掲載されており³⁾、あいかわらず演説会場などに下士・兵卒や軍学校生徒の出入りが多かったことを示している。そこで、同年4月5日に公布された集会条例により、常備役の将兵はもちろん予備役・後備役にいたるまで、軍人は演説会場の立ち入りや政治結社への加入が法的に禁止された。1881年（明治14）からは憲兵隊の設置が開始され、軍隊内に対する監視の一層の強化が図られる。そして、1882年（明治15）1月4日に下された軍人勅諭は軍を天皇の軍隊と位置づけ、「世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守り」と、天皇の名で軍人に政治への不関与と上官の命令への絶対服従が命じられた。こうして軍人は自由民権運動から厳しく遮断され、自発性を著しく喪失したかのように見える。

にもかかわらず、そのわずか7ヵ月後に岩倉が軍人にいまだ全幅の信頼を置けないかのような危惧を訴えた理由は、国会開設運動の展開過程で陸軍下士からも積極的な行動がなされるという事実があったためである。ただ、政府にとって最後の頼みの綱となるべき軍隊での事件だけに、この種の出来事は必ずしもすべてが公表されたわけではない。このためか、自由民権運動については重厚な研究蓄積があるものの、軍隊内における民権運動の動向にふれたものは現在にいたるまでほとんどみられない。そこで、本論では若干の紹介を加ながらこうした課題にこたえてみたい。

- 1) 『保古飛呂比一佐々木高行日記』11（東大出版会，1979年）277頁。通常は「府県会中止意見書」と称される。『岩倉公実記』は12月7日提出とするが、作成されたのは8月である。
- 2) 猪口孝『国家と社会』（東大出版会，1988年）66頁。
- 3) 朝倉治彦編『近代史史料・陸軍省日誌』第7巻（東京堂出版，1988年）58頁。

II 松村弁治郎の檄文と建白書

明治10年代に入って自由民権運動が全国的展開を遂げるにともない、政府には多数の国会開設建白書が寄せられているが、その中には軍人の手によるものが数点含まれている。このうち最も早いのは松村弁治郎によるものである。松村に関しては国会開設運動のほか、静岡事件への関与や北海道の開拓など複数の局面で注目されてきたが¹⁾、情報は断片的であった。しかし、

最近になって鶴巻孝雄氏による吉野家文書の調査などにより、彼の具体像はかなり明確になりつつある²⁾。本論では、防衛研究所戦史部図書館が所蔵する陸軍省文書をもとにして、松村の国会開設運動を中心に述べていきたい。

彼は文久元年(1861)12月20日に武蔵国本宿村(現、東京都府中市)で生まれた。父は左右衛門で、佐輔という兄がいる。生家は耕地4町6反余を持ち、甲州街道に面して間口6間半の屋敷を構えており、村落では上層の方に属していた³⁾。彼は1877年(明治10)4月に陸軍教導団に入ったのち、翌年に姫路城に営所があった大阪鎮台歩兵第十聯隊で歩兵伍長となる。

松村は1880年(明治13)4月に「質神奈川県下有志諸彦」と題する檄文を神奈川県令野村靖に送付した。彼の郷里の北多摩郡西府村を含む三多摩地方は、1893年(明治26)の東京府移管まで神奈川県に属した。防衛研究所所蔵の陸軍卿官房「密事編冊」⁴⁾には、この檄文の写しが挿入されている。これまで知られていない史料であるため、以下に全文を引用しておきたい(句読点筆者)。

(表紙)

「 檄 文 」

質

神奈川県下有志諸彦檄

嗚呼、我神奈川県下有志諸彦ハ、方今我国体ノ体勢ヲ目撃シテ如何ナル体勢ト想察スルヤ。今試ニ其一班ヲ掲ケンニ、先外ニシテ条約改正等ノ大事ヲ帯ヒ、内ニシテ整律調法等焦眉ノ急務ヲ控ヒ、其他事々物々殆ント枚挙スルニ遑マアラス。固ニ国家ノ多事言ニ忍ヒサル也。而シテ、正理アルモ儼然トシテ之ヲ主張スル能ワス。便宜アルモ断然トシテ之ヲ施為スル能ワス。奈何セン、有司者茲ニ周旋奔走セサルニ非スト雖トモ、之ヲ欧米各国ニ比較スレハ遠ク三舍ヲ讓ル所以ノ者、蓋シ何レノ点ニ左祖スルヤ。是、畢竟我国権未タ十分ニ振起セサルノ致ス所ニ非スシテ、将タ何ソヤ。之レヲ以テ、我国家ヲシテ欧米各国ト対峙シ、永ク富岳ノ安キニ措ント欲スルモ、遂ニ能ワサル而已ナラス、恐クハ反テ国家土崩ノ禍ヲ将来ニ醸凝センコト、亦側度スヘカラス。悪シソ是レ一毛以テ千鈞ノ重キヲ引クニ非ラサル知ンヤ。如斯因循改メスシテ、徒ラニ我国権ヲ振起センコトヲ渴望スト雖トモ、迂遠疎濶ノ甚太シキ者ニシテ、恰モ浮雲ニ梯シテ九天ノ高キニ登ルヲ求ムルト一般ニシテ、到底其渴望ヲ遂ル能ワサルヤ、瞭々乎トシテ知ルヘキノミ矣。夫レ、我国家ヲシテ欧米各国ト対峙シ、永ク富岳ノ安キニ措ント欲ル者ハ、何為ソ可ナランヤ。則チ、天下ノ人民ヲシテ自主自由ノ権理ヲ推揮セシムルニ在。天下ノ人民、已ニ自主自由ノ権理ヲ了得スレハ、復タ何ソ国権ノ振起セサルヲ患ヘンヤ。況ンヤ、天下ノ人民ニシテ政府ニ対シテ租税ヲ納ルノ義務アル者ハ、則チ其政府ノ事ニ與知可否スルノ権理ヲ有スルニ於テ乎。

抑、明治元年ノ御誓文ト同八年四月十四日ノ聖詔トハ、我声聖文武ナル
 天皇陛下ノ美德ニ出テ、千載ノ下青史〔史〕ニ垂レテ朽チサル者ニシテ、今更余輩ノ頌讚
 ヲ須キサルモ、昭々乎トシテ日月ト其光ヲ讓ラサル者ト謂可シ。而シテ、未タ之ヲ實際ニ
 施行スルニ至ラサル所以ノ者、甚恨ム可ク疑フ可ク、又タ遺憾トスル所也。是ニ於テヤ、
 我國民ハ東西ニ南北ニ会社ヲ結団シ、將サニ国会開設ノ議ヲ大政府ニ願望セント欲シ、踵
 ヲ接シテ奔走周旋スル者ハ、所謂銳眼活機ヲ射ル者ト云可クシテ、洵ニ偶然ニ非ス。又タ、
 一時ノ客氣ヨリ奮発セシニ非サル也。蓋シ、社会人心ノ嚮フ所口、天理ノ嘲スル所口、確
 乎トシテ変ス可ラサル也。嗚呼、国会開設ノ機運既ニ至レリ矣。嗚呼、国会開設ノ機運既
 ニ至レリ矣。嗚呼、此好機運ヲ忽諸附シメ、將何レ秋ヲ俟タンヤ。嗚呼、国会開設ノ機運既
 ニ至レリ矣。然ルニ、我神奈川県下ノ如キ至テハ、更ニ茲ニ注意セルノ輩ナク、常ニ世人
 ヲシテ神奈川県下ニハ無銳眼射活機其人矣歟ノ嘲議ヲ吐露セシメ、而シテ猶活然トシテ知
 ラサル者ノ如シ。嗟々我神奈川県下ニ在テ、苟モ大丈夫ノ志ヲ有スル者ニシテ、豈夫レ慷
 慨憂憤遺憾ノ至リナラスヤ。余輩、痴愚且ツ鄙劣ナリト雖トモ、亦是神奈川県民ノ驥尾ニ
 位シ、等シク之レ世人ノ嘲議ニ罹ルヲ慷慨憂憤自ラ禁スル能ワス。然リト雖トモ、啻恨ム
 ラクハ余輩身軍団ニ在リ、自主自由ノ進退ヲ得ス、血涙ヲ啜テ膺ヲ嚙ムニ過キス。然レト
 モ、此好機運ノ既ニ至ルヲ見テ徒ラニ黙止ス、所謂我國家ノ讐敵ニシテ、天理人道ヲ賊ス
 ルノ大罪、洋海モ亦容レサル也。文天祥有謂曰、樂人之樂者憂人之憂、食人之食者死人之
事矣。偉也哉此言也。則チ、余輩意見ノ表スル所ヲ略綴シ、我神奈川県下有志諸彦ニ質シ、
 敢テ有志諸彦ノ贊翼ヲ仰ント欲ス。嗚呼、我神奈川県下有志諸彦ヨ、苟モ我國家ノ食ヲ食
 シ我國家ト憂樂ヲ與ニ俱ニセント欲サハ、宜シク余輩ノ首キニ喋スル所ヲ鑑察シテ奔走周
 旋セラレナハ、豈独リ余輩ノ渴望ヲ遂クル而已ナラス、小ハ以テ我神奈川県下一般ノ面目
 ヲ彰ラハシ、大ハ以テ我國權ヲ贊翼スル、其レ庶幾ソヤ。

大日本陸軍第四軍管大坂鎮台姫路營所

歩兵第十聯第二大隊第一中隊

明治十三庚辰年第四月中旬

陸軍歩兵伍長松村辯治郎 白

神奈川県下有志諸彦

御 中

松村の論は、「我國家ヲシテ歐米各国ト対峙シ、永ク富岳ノ安キニ措」くとあるように国権
 の確立を前提に置いているが、それには国民が自主自由の権利を獲得することが必要条件にな
 るとし、さらに納税者の権利を主張している。そして、いまや国会開設の絶好の機会であるに
 もかかわらず、「五カ条の御誓文」や1875年（明治8）の「漸次立憲政体樹立の詔」を黙殺して
 立憲制移行に消極的な政府の姿勢を非難し、一方で国会開設請願は「銳眼活機ヲ射ル者」によ

ると高く評価する。しかし、全国から集まった同僚や姫路の人々から神奈川県民の傍観的態度に「嘲議」を浴びたのか、松村は「慷慨憂憤自ラ禁スル能ワス……独り血涙ヲ啜テ臍ヲ嚙ムニ過キス」と苛立ち、あるいは直前に制定された集会条例による束縛を嘆き、「神奈川県下有志諸彦」に全国の動向に乗り遅れないよう奮起を促している。神奈川県からは6月に相模9郡2万5千名の賛同を得た国会開設建言書が元老院に提出されるが、のちに壮士の有力な拠点となる三多摩地方からは、管見のかぎり建白書が出された形跡はない。もっとも、これは彼がいうように「鋭眼活機ヲ射ル者」が欠けていたためではなく、政権側の動向を察してより進んだ方向を慎重に模索していたためではないかとも思われる。同年暮れには府中で自治改進黨が結成された。

なお、檄文の用紙には歩兵第十聯隊の野紙が使用されていたほか、野村県令に宛てて「狂生儀、甚タ遠隔仕居候ニ付回達之方便ニ困却ス。依テ不顧閣下ニ依頼ス。閣下幸ニ狂生不敬ノ罪ヲ問ワス、唯四海兄弟ノ丹精ヲ以テ回達ノ方便ヲ賛成セラレナハ、欣舞雀躍ノ至ニ耐ヘス」との書翰が添えられていた。檄文は郷里にも送られており、北多摩郡の県会議員であった吉野泰三の文書には県令宛とほぼ同文のものが残されている。

松村は他人に国会開設運動への参加を呼びかけるだけでなく、自らも「大日本帝国廟堂有司諸彦」にあてて「国会開設ノ儀」と題する建白書を提出している。元老院は同年4月27日にこれを受け付けているが、原文は残っていない。ただし、秋月種樹編『纂輯国会建白』に収められたものが明治史料研究連絡会編『全国国会開設元老院建白書集成』（1956）に掲載され、さらに江村栄一編『憲法構想』（岩波近代日本思想大系、1989）にも収録されて目にふれやすくなった。その概略を手短に紹介すると、ここでも松村は国会開設がいまや国家にとって焦眉の急務とし、その勢いは「蓋シ時運ノ潮スル所、人心ノ嚮フ所、儼々然トシテ容易ニ變動ス可カラズ」ととらえて、政府首脳に「宜シク匡済贊翼シテ速カニ成就ノ功ヲ彰ハサレンコト」を要望している。そして、政府が時期尚早とこれを拒むならば、「凌轢ヲ上下官民間ニ醸生シ、腸胆ヲ原野ニ曝露シ血液ヲ道路ニ塗流スル」という流血の惨事を呼ぶかもしれないと警告する。弾圧の前面に立つべき軍隊に属する立場として「是レ弁ノ夙ニ痛患スル所」と憂慮を訴えるとともに、そうした事態を万国対峙の状況下で迎えることは「恐ラクハ国家土崩ノ禍ヲ来サン」と危惧している。そのうえで愚民観にたつ時期尚早論に対しては、たとえ民衆が無学としても政治に参加することで向上が図れると反論し、「斯民ノ開達ヲ俟タンヨリ、寧ロ之ヲ開設シテ一挙両得ノ簡策ヲ得ルノ優レルノ如カザルヲ証明ス」と主張している。また、上下一致協力が国家を磐石にするのであり、斯民を赤子にたとえるならば妄説を唱えて参政の権利を拒む者も大同小異ではないかとする。そして、このうえあくまでも国会開設を拒む者は「大日本帝国ノ讐敵ニシテ、又タ斯民天賦自由自主ノ権理ヲ賊害スルノ蠹虫ト云フモ過言ニハ非ザル可シ」と断定し、さて「有司諸彦、以テ如何ナス乎」と迫る。

ところで、この建白書で最も注目されているのは「然り而シテ、世論者ノ紛々論評スル所ノ、国会開設ト国憲組成トノ前後順序ノ如何ニ至テハ、容易ニ取捨シ難シト雖モ、弁考フルニ、就中特別ノ国民議會ヲ開テ之レヲ起草スルノ、最モ適要良策タルヲ確証ス」と、国約憲法が主張されている点である。こうした議論は新聞・雑誌にも現れており、おそらく松村はそれらを学習の末に自説を導き出したのだろう。ただし、国約憲法を求める理由については「数有枚数ノ能ク尽ス処ニ非ザレバ姑ラク之ヲ略ス。有司諸彦、之レヲ要サバ更ニ辯ニ申付セラレヨ」とあるのみで、具体的な根拠は示されない。

松村は、先にみたように郷里に檄文の回達を要請する一方、3月頃から資金援助を求めており、さらに姫路で25名ほどの同志を集め、山陽道諸国有志への檄文配布を計画していたらしい⁵⁾。しかし、檄文を送りつけられた野村県令からは直ちに陸軍省に通報が入り、当然ながら松村の行為は問題にされた。陸軍卿大山巖中将は「其事柄ノ可否ハ姑ク措キ」としながらも、「苟モ軍隊ニ立ツテ公然官職姓名ヲ署シタル檄文ヲ発シ、懲憑人ヲ誘フノ事為ニ涉リ、剩ヘ官紙ヲ用ヒ、彼是甚有間敷所業ニ付、相当之御処分可有之」として、大阪鎮台司令官の三好重臣中将に「右等ノ義、往々有之様ニテハ到底軍隊取締方不相立義ニ付、各隊士官等ニ於テ注意可致様御取斗可有之」と嚴重に通達している⁶⁾。そして松村は、軍人の身でありながら不穏当な文書を官庁に送ったのは不都合の所為であるとして、陸軍裁判所から禁獄の刑を宣告されたという⁷⁾。

松村はその後も活発に政治活動を続けた。自由党中央の常議員となっていた吉野泰三の後援もあったと思われる。1883年(明治16)6月20日には『自由新聞』に「松村弁次」の自由党入党が発表されており、翌84年8月24日に神奈川の党員が総理板垣退助を招いて開いた玉川鮎魚懇親会では演説者に名を連ねている。一方、激化事件に関わる急進派とも深いつながりがあり、書家玉水と称して各地を遊歴していたが、1886年(明治19)6月における静岡事件摘発の際、大臣暗殺計画との関与で彼も逮捕され、7月18日に警視庁で取り調べを受けた。捜査段階で共謀者の荒川太郎の供述から、松村が天皇に危害を加えようと図ったとの嫌疑がかけられ、「国体ヲ変更スル事ハ申タルモ、玉体ニ害ヲ及ホストハ申マセン」などと反論している⁸⁾。彼は荒川と初対面の際、多摩川をめざす天皇の車駕を奪って天下に号令するため自宅周辺に決死の士を50名ほど潜伏させているなどと、幕末の志士を気取ったような言動を吐いて密偵かと疑われるなど、いささか大言壮語の傾向があり、それが副作用をもたらしたのかもしれない。事件首謀者の一人である広瀬重雄は「過激手段ヲ実行スルニハ適當ノ人」として荒川から松村を紹介されたと言っている。もっとも、当局は加波山事件と同様に被告を国事犯ではなく不名誉な強盗犯として裁くため、稚拙な暗殺計画の方はあえて不問にしておき、松村もこの一件では免訴されたと思われる。しかし、彼は満期前に軍隊から脱営していたために軍法会議にかかり、同年11月に逃亡罪で禁固2月20日を宣告され、その後は姫路の原隊で数年のあいだ兵役に服して

いる。

ところで、大同協和会系に属した神奈川の旧自由党は、しだいに森久保作蔵や村野常右衛門など壮士の影響力が高まっていくが、吉野泰三はこれと距離を置き、第一回衆議院議員選挙にむけて1889年（明治22）9月17日に北多摩郡を拠点に正義派と称するグループを組織した。姫路から帰郷した松村は積極的に吉野の応援に加わり、府中町長であった比留間雄亮の日記には、吉野の側近として奔走する松村の姿が11月以降より頻出している。一方、同年12月に松村は『原道略鑑』という著作を刊行した。全文が漢文からなり、彼が単純な志士の行動派ではなく一定の学識を備えた人物であったことを物語る。なお、松村は三島中洲および中江兆民の門下を称しているが、その詳細は今のところ不明である。

1890年（明治23）7月1日に行われた選挙の結果、吉野は石坂昌孝・瀬戸岡為一郎ら自由党の前に敗北した。以後、松村は実業を志し、翌年に郷里の農民をつれて江差近郊の北海道檜山郡館村城之岱（現、厚沢部町）に開墾移住する。しかし、1892年（明治25）には、再び立候補した吉野を応援するために帰郷し、近藤勇五郎（勇の養子）らと壮士グループを結成した⁹⁾。政府の選挙干渉も加わって自由党壮士との対抗は熾烈をきわめたが、またも吉野は落選する。北海道に戻った松村はしばらく開拓に専念するが、政治の世界から足を洗ったわけではなく、1901年（明治33）に第一期北海道会議員選挙に立候補して当選している。「海派」に属し、1904年の選挙でも再選されたが、病気のために1905年（明治38）11月に辞職し、翌年2月に郷里西府村において病没した。46歳であった¹⁰⁾。

- 1) 松村弁治郎にふれたものとしては、『櫻鳥－厚沢部町の歩み－』（厚沢部町、1969年）、鶴巻孝雄「多摩の国会開設建白書」（『武相民権百年ニュース』40、1985年5月）、同「松村弁治郎の判決報道」（『武相民衆史研究』9、1988年5月）、『国分寺市史』下巻（国分寺市、1991年）第2章など。
- 2) 『東京新聞』1993年7月21日記事。
- 3) 『府中市史近代編資料集』12（府中市史編さん委員会、1973年）。
- 4) 請求記号、陸軍省卿官房M9-2。
- 5) 町田市立自由民権資料館展示の吉野泰三宛松村弁治郎書翰より。
- 6) 4) に同じ。
- 7) 『大阪日報』第1198号、1886年7月14日。
- 8) 手塚豊『自由民権裁判の研究』中（慶応通信、1982年）260頁。
- 9) 渡辺欽城『三多摩政戦史料』（日本産業新報社、1924年）218頁。
- 10) 河野常吉『北海道史人名彙』下（北海道出版企画センター、1979年）395頁。

Ⅲ 小原弥惣八の割腹事件

1880年(明治13)8月18日に、東京鎮台歩兵第一聯隊の歩兵伍長であった小原弥惣八は、太政大臣三条実美宛と陸軍卿大山巖宛の建白書を携え、赤坂仮皇居門前で割腹した。この出来事は松村や後述する中西元次郎のケースと異なってメディアに広く報道され、当時から有名な事件となっている。また、彼の建白書は国立公文書館所蔵「公文録」に残されており、『明治建白書集成』第6巻(筑摩書房、1987)に活字化された。さらに、小原の個人像については大信田尚一郎氏が『小原弥惣八の生涯』(私家版、1983)で詳細な調査を行っており、あえてつけ加える点はないが、文脈の都合から彼についてもひととおりに触れておきたい。

彼の建白書は三条太政大臣宛と大山陸軍宛の2通からなり、いずれも長文である。このうち太政大臣宛のものは、国会開設運動に対する政府の拒絶的態度に抗議した内容である。事件後に小原が陸軍裁判所で供述したところによると、4月17日に片岡健吉・河野広中らが国会期成同盟第一回大会の決議に従って太政官に「国会ヲ開設スル許可ヲ上願スルノ書」を提出しようとした際、書記官が彼らの請願権を認めず門前払いにした一件について、小原は新聞を読みながら公論の杜絶に激怒し、「政府ニ姦者アリテ、聖詔ニ悖リ下民ノ言路ヲ壅塞」しているのではないかと疑念を抱いていたが、7月13日に右大臣岩倉具視が松本契匡社の松沢求策らに加えた説諭を新聞で知って「是全ク岩倉公ノ私意ニ出テ、聖天子ノ詔旨ヲ無^マミスル罪人ナリト感激憂憤」し、決起におよんだという¹⁾。

建白書においては、国会開設は「全国ノ輿論」であるとともに天皇の「聖志」にもとづくとし、政府は「人民与政」であるべきで、人民の請願権を政府が拒むならば「人民ノ為メノ政府ニアラズシテ、政府ノ為メノ人民タラン」と喝破する。そのうえで、岩倉と書記官らを「上陛下聖明之威徳ヲ横塞、下庶民臣下之謫感ヲ落墜ス、天下容ル無キノ姦賊」と糾弾し、このまま放置すれば朝廷の権威も損なわれるとして、彼らの更迭と請願書の受理を要求した。とりわけ岩倉については「腹心ノ臣ニ非ラズシテ貧位專擅ノ姦臣」と敵視し、一度は「撃殺」せんと決意したが、軍人による要人殺害は「深く外国ノ輕侮ヲ来サン」と考え直し、世間に訴えるために割腹による抗議を選んだと告白している。

ところで、小原も根底においては「国威堅振スル武職ノ者」として、国権の維持に強い関心を抱いている。彼は条約改正が進捗せず、財政の悪化が深刻化する状況なかで、政府の国会開設請願への対応に「人民失望ノ色ヲ現ハシ、随テ怨嗟憎憎ノ声ヲ発スルニ至」っており、事態がさらに悪化すればまさに国家の存亡に関わるとの危機感を表明した。こうした視点は、松村弁治郎も次節で述べる中西元次郎にも一致している。彼らは国家に大きな価値を置きつつも、政権側に立って民権運動に弾丸を放つことは絶対に避けるべきだと考えていた。ただ、小原に

は松村のような天賦人權への明確な言及がなく、むしろ「朝威輝シ天心ニ從フテ國憲ヲ堅フ可シ」とあるように、根本的には君民同治に強い期待を抱いていたといえよう。なお、当初は天皇にも同様の建白を行う予定であったものの、僭越の罪をおそれて原稿を焼却したというが、仮皇居門前を割腹の場所を選んだこととあわせ、彼の天皇崇拜の姿勢がうかがえる。

つぎに陸軍卿宛建白は、満期除隊の際に下士兵卒に与えられる軍服が廢物同然であること、定数不足のために第一聯隊の衛兵勤務が頻繁すぎること、内務書の規定時限を数時間も超過する練兵や青山射台の土工などで兵卒の疲労が激しいことなど、待遇上の不満を列挙して改善を求めた内容だが、人員・予算ともに不足した当時の陸軍の実情を示して興味深い。財政がインフレによって逼迫し、軍隊内においても費用節減の徹底が求められていた。ただ、後年の実情に照らせば当時の軍隊が必ずしも非常識な待遇を行っていたとはいえない。むしろ「是ヲ曰フノ道無ク、良シ其ヲ告ルノ道ヲ得モ、下位ニシテ責任無キ、如何センヤ」とあるように、彼は発言力のない下士の位置づけにかなり不満を持っていたように思われる。また、結論の部分に「内ニ三軍怨嗟激怒アリ。外ニ魯清ノ烟声アリ。中ニ国会請願却下ノ失望アリ。千城爪牙タリ武職ハ其上ヲ親マズ、服心ト頼リノ万民其政令ニ背カバ、國憲ノ存スル処、果シテ何ノ処ニカ在リ」とあるように、國權への強い意識はここにも濃厚に現れてくる。

小原は安政5年(1858)に盛岡紺屋町の商家で生まれた。父や兄とともに小野組盛岡店に勤務していたが、1874年(明治7)に小野組が倒産した後は『日進新聞』の印刷人となった兄の事業を手伝っている。裁判所での供述によると、小原はこの当時「新聞論説等ヲ読ミ、少シク歴史等モ閱シ」たが、「兎角武張たる事を好む」性格から商業に満足できず、軍職につくことに新たな志を見だし、西南戦争の最中である1877年(明治10)4月に「人の長と為て国家に尽力せん事を企望」して陸軍教導団に入団したという。そして、翌年10月に東京鎮台歩兵第一聯隊の伍長を拝命した。ところで、小原の割腹を報じた80年8月20日の『朝野新聞』は、「同氏は性質剛強にて書籍も相応に読める人なり」と伝えている。小原は盛岡で兄の印刷業を手伝いながら『日本外史』などの読書を重ねていたが、私はそうした独学に加えて軍隊でも「相応に読める」能力を磨いたものと推測する。この点については大信田氏も「彼は、求我社等の民権運動が盛んにならないうちに、上京したのであるから、東京において自由民権の高揚を目撃した事となる。軍隊の中にあつたのであるから、直接民権家と交流する事はなかったと思うが、まだ比較的自由に読めた東京の諸新聞によって、澎湃として湧きあがる、国会開設要求の運動を知っていたのであろう」としている²⁾。ちなみに、当時の兵営では消灯後も学習希望者に1時間の点灯が許可されており、彼もこの時間を利用して建白書を起草したという。

彼が新聞・雑誌から国会問題に関する知識と情報を得ていたことは、建白書の内容からもうかがえるが、それらの一部には煽動的に小原の自決を報じるものがあり、これに刺激された新潟県士族赤沢常容のように「諸君モ亦一死ヲ顧ミス、我ニ自由ヲ与ヘヨ、然ラスンハ死ヲ与ヘ

ヨト主唱シ、倍々奮発興起シテ自由ノ真理ヲ拡充シ、政府ノ專擅ヲ抑圧シ、以テ仁ヲ成セヨ」との檄文を携えて割腹を試みる男まで現れた³⁾。しかし、実際は小原はただちに陸軍病院に搬送されて生命を保っており、国事犯として1882年（明治15）1月に陸軍裁判所より「軍人ノ本分ヲ忘レ禁令ヲ犯ス。其情軽カラサルヲ以テ官ヲ褫ヒ禁獄一年申付ル」との宣告をうけた。

その後、1884年（明治17）2月5日に『朝野新聞』は、小原が出獄後に郷里で「欽定憲法を遵守し、帝室尊栄を保ち、平民相親和して国力を養成し、上下の自由を図る」との趣旨で「平民党」なる結社を組織したと伝えている。名称から彼が平民の立場をかなり意識していたとも受け取れるが、詳細は不明である。なお、大信田氏の調査によれば、小原は盛岡協同商館の読書会を主催しながら中立的な『岩手新聞』の記者活動に携わり、あるいは盛岡監獄署御用達として事業を営み、1886年（明治19）7月には官吏侮辱の筆禍事件に遭遇した『岩手新聞』の仮社主兼印刷人を引き受けている。このように、出獄後の小原は自由党や改進黨などとは距離を置き、地域経済の振興にもっぱら精力を注いだようだが、84年12月の甲申事変に際しては、遭難者招魂祭の発起人を勤めた。吊魂碑建立広告に訴える「朝鮮ノ愚民、支那ノ暴卒」などとの文言は⁴⁾、基本的には日本人の間に広がりつつあったアジア蔑視に沿うものであるが、建白書の根底にある国権論と矛盾するものではないといえよう。しかし、彼は切望した国会開設を見ることなく1887年（明治20）年に30歳の若さで病死している。

1) 大信田尚一郎『小原弥惣八の生涯』（私家版、1983年）88、90頁。

2) 大信田前掲書、27頁。

3) 『明治建白書集成』第六卷（筑摩書房、1987年）114～123頁。なお、『江湖新報』第25号（1881年1月31日発兌）は、東京鎮台佐倉営所で歩兵第二聯隊歩兵伍長の一戸純一郎が小銃自殺した事件について、国会開設運動に関係があったもののように報じているが、真偽は不明である。

4) 大信田前掲書、130頁。

IV 中西元次郎の請願書奉呈計画

軍人による国会開設運動として、このほかに大阪鎮台輜重兵第四小隊の輜重兵伍長中西元次郎の例があげられる。彼は国会開設請願書を天皇に手渡す目的で1881年（明治14）8月5日に脱営した。中西の経歴は松村や小原と違ってほとんど不明であるが、三重県桑名の出身で文久3年（1862）の生まれと思われる。教導団を卒業後、1880年（明治13）3月22日に輜重兵伍長を拝命したが、中西の活動を紹介した『近時評論』第359号（1881年11月23日）の「憂国ノ兵士」と題する記事に「民権ノ熱望家ナレバ、在営ノ中モ自論ヲ主張シ、度々罰則ニ触レシコトモアル」とあるように、軍隊に入ってからすでに2度の懲罰を受けたことが記録されている。脱営

にいたった事情は、同年11月の口供書によると次の通りである¹⁾。

脱営ノ末自首ノ件

自分儀、我が政府人民ニ参政権ヲ与ヘサルハ压制ノ甚シキモノト思フ故ニ、速ニ国会開設アランコトノ請願書ヲ奥羽ヨリ還幸ノ途路ニ於テ奉呈致ス可クト存シ、明治十四年八月五日午後脱営、駿遠甲ノ三州ヲ経テ東京ニ至ルニ、国会ハ来ル二十三年ヲ以テ開カルハ旨、既ニ御沙汰アリタルコトヲ承リ、爰ニ於テ吾ガ望ヲ達スルヲ以テ前頭陸軍裁判所ヘ出頭候事。

一、国会請願ニ付同謀者無之候事。

〔以下省略〕

このほか軍服や馬具など官給品の預け先などが述べられているが省略する。陸軍裁判所に出頭するまでの2ヵ月の行動については不明だが、『近時評論』はしばらく郷里に潜伏していたと伝えている。ところで、彼が携えていた請願書については所在・内容とも全く不明であったが、これも陸軍卿官房「密事編冊」に挿入されていた。新しい史料であるため、以下に全文を紹介したい（句読点筆者）。

国会御開設請願

明治十四年十月 日、大阪鎮台輜重兵第四小隊付陸軍輜重兵伍長中西元次郎、権外ヲ顧ミス、謹テ

天皇陛下ニ書ヲ奉呈ス。誠恐昧死頓首。微臣、十三年四月以来大阪軍營ニ在テ職ヲ奉ス。其職タルヤ、内ハ国内ノ静謐ヲ維持シ、外ハ国威ヲ示シ不虞ニ供スル一部ノ下士ナリ。夫レ、国内ノ静謐ヲ維持スルトハ何ソヤ。実ニ乱賊ヲ平ケ、人民ヲシテ安寧ナラシメ、常ニ未発ニ防備シテ保護スル者也。又外ハ国威ヲ示シ、海外ノ凌辱ト不虞ニ供シ、益々国家ヲ堅固ナラシム者也。抑モ人民カ各地ニ参政権、憲法制程、或ハ言論自由、出版自由等ヲ得ント欲シ奮発シ、政府ニ迫リ哀願歎訴ストモ、政府ハ之ヲ許サスンハ、人民ハ各地ニ増々集合シ、一致団結磐石ノ如ク、樓閣ノ礎ノ如ク、正々堂々愛国心ヲ起発シ、理論ヲ唱へ、正当団結シ、政府ニ迫ラハ、政府ハ客年ト同一ノ法方ヲ以テ之ヲ処セントストモ能ワス。忝ナクモ

天皇陛下ハ、踐祚ノ初メ五事ヲ以テ神明ニ誓セラレ、普ク内地ニ布セ玉ヘリ。今日人民ハ聖旨ヲ奉戴シ、立憲ノ政体ト万民ノ保安ヲ振作更張シ請願スルニアレハ、固ヨリ政府ハ之ヲ許可セラルヘキ也。然リ雖然主権者ハ尚早シトテ許可セス、被治者ハ時機来レリトシ、両者思想ヲ異ニシ、主権者ハ許可セス被治者ハ許可ヲ乞ヒ、互ニ勢力ヲ募ラハ、主権者ハ

誤テ専政シ、兵力ヲ以テ鎮定スルカ如キ不祥アラハ、硝烟弾雨ノ間ニ曲直ヲ決セサルヲ得ス。之レ実ニ供ニ其本分ヲ誤リ、臭名ヲ万歳ニ流ス者、豈ニ愛国者ノ意ニアランヤ。倩々内地ノ情況ヲ見聞スルニ、昨年国会開設ヲ請願セシ愛国者ハ、太政官第五十三号布達ニ依リ涙ヲ拭テ郷里ニ皈シ、士氣ヲ養成シ以テ政府ニ請フアラント。今日ハ内憂外患ノトキ、誠ニ国会ヲ開設スヘキノ秋ナリ。今日ニ開カスハ將タ何ノ時カアランヤ。微臣、茲ニ心志ヲ奪ワレ、我同胞三千五百万余人ニ代リ、多罪ヲ顧ミス、齋戒沐浴死ヲ誓テ 天皇陛下ニ愚縷哀願仕候。誠恐昧死謹言頓首。

中西は自らを「内ハ国内ノ静謐ヲ維持シ、外ハ国威ヲ示シ不虞ニ供スル、一部ノ下士ナリ」と位置づけたうえで、国会開設請願者を「愛国者」ととらえ、政府は速やかに実現を果たすべきだとするとともに、彼もまた運動が兵力で鎮圧されるならば非常に不本意だとの意志を表明する。そして、宮門を離れて「愛国者」の列に加わるにより、政府の拒絶的態度に激しく抗議するかたちをとった。この請願書は、松村が元老院あてた「国会開設ノ儀」などに比べれば簡略な内容でさほど思想性は感じさせない。おそらく短時間で書き上げられたためであろう。しかし、陸軍刑律に抵触する脱營を敢行し、未遂に終わったとはいえ天皇に請願書を手渡そうとの計画は、県令に檄文を送った松村や仮皇居門前で割腹を図った小原の行動よりも大胆きわまりないといえよう。

中西が脱營を敢行した81年8月は、おりから北海道開拓使官有物払い下げ事件を契機に大々的な反政府キャンペーンが新聞・雑誌で展開され、世論が沸騰しはじめた時期に重なる。周知のように、陸軍中枢でも9月に発言力拡大を図る鳥尾小弥太・谷干城・三浦梧楼・曾我祐準ら四將軍の払下中止上奏事件が起きており、在野の興奮は軍隊の内部にもおよんだようである。前述の『近時評論』は、「広島鎮台ニテモ数名ノ脱兵アリ。此等ハ彼ノ北海道官有物処置ニ不満ヲ抱キテヨリノ事ナレバ、此モ彼ノ一件ノ取消サレシトノ達シニ先非ヲ悔テ、最寄ノ警察署ヘ各々自首ニ及ビタル由」と、類似の事件をあわせて報じており、中西らの「愛国ノ至情」を称賛して記事を次のように締めくくっている。「軍規ノ束縛ヲ受クル兵士ニシテ、猶ホ其志ヲ立ツル斯ノ如シ。自由ノ人民ニシテ国会ノ熱望ス可キヲ知ラザルハ、嗚呼又タ何ノ心ゾヤ」。なお、こうした將兵の政治向きへの積極的関心について、軍の常態である中立性を損なうものと危惧する意見も当然ながら存在した。たとえば『内外兵事新聞』は中西が脱營する直前の7月31日に、クロムウェルやナポレオンを例に軍人政治は人民の自由を阻害すると論じている²⁾。

周知の通り、10月12日に大隈重信ら政府内の政党内閣論者を一掃するのと引換えに官有物払い下げが中止され、1890年(明治23)の国会開設を表明する詔勅が発せられた。そうした政府の対応に中西らが満足して自首したように、井上毅が画策した政略は大きな効果があったといえよう。ただし、その後も同年11月に熊本鎮台工兵軍曹の増田政夫が「陸軍に従事するより、

寧ろ民権を拡張して国家に尽すに如かず」と脱營する事件が起きている。彼は2年後に逮捕された際には「山野熊太」の変名で五日市勸能学校の教師を勤めていた³⁾。

陸軍裁判所は1882年(明治15)3月24日、中西に「国会開設ノ請願書ヲ陛下ニ奉ラントスルハ、新刑法ニ於テ問フ可キノ正条ナキヲ以テ無罪。依テ、唯其兵營ヲ脱シ数月ヲ経ルノ罪ヲ論シ、新旧比較法ニ照シ、陸軍刑法第一百七條ニ依リ輕禁錮二月二十日申付ル」との宣告を下した⁴⁾。陸軍刑法は前年12月に制定されたばかりであるが、本論で取り上げた一連の事件が契機となったのか、第110条に「軍人政治ニ関与スル事項ヲ上書建白シ、又ハ講談論說シ、若クハ文書ヲ以テ之ヲ廣告スル者ハ、一月以上三年以内ノ輕禁錮ニ処ス」との罰則が具体的に明記されている。しかし、中西の上書奉呈は未遂に終わったため、結局は逃亡罪だけに問われた。出獄後の彼の足跡については現在のところ不明である。

ともあれ、四将上奏事件に加えて今まで述べてきた3人の陸軍下士たちの運動が、軍人勅諭という形式で軍隊を天皇の軍隊と規定し、徳目の遵守と命令絶対服従、さらには政治への不関与を軍人に命じる一つの契機となったことは間違いないであろう⁵⁾。

- 1) 「密事編冊」、陸軍省卿官房M14-7。
- 2) 巨理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』(中文館, 1932年) 143~147頁。なお、巨理氏は松村・小原・中西の事件に関しても『内外兵事新聞』の記事を部分的に引用しているが、当該部分は現存していないようである。
- 3) 『三多摩自由民権史料集』上巻(大和書房, 1979年) 213頁。
- 4) 『東京横浜毎日新聞』1882年4月4日。
- 5) 梅溪昇『明治前期政治史の研究』(未来社, 1963年) 216頁。

V 陸軍教導団と下士の学習

前節までみてきた3人の陸軍下士¹⁾の運動は、民権運動の全体的流れに沿いつつも軍人らしく国権に大きな価値感が置かれ、きわめて行動主義的であったが、将校でも兵卒でもなく、なぜ下士から積極的な民権活動を実行する者が現れたのかという問題の背景については、やはり考える必要があるだろう。

明治初年、下士は「全国陸軍々隊ノ下士ニ任ス可キ者ヲ教育スル」機関である陸軍教導団を卒業した者から任じられた²⁾。小原と松村は教導団の同期であり、中西は彼らの2年後輩と思われる。生徒は歩騎砲工の各兵科と軍楽に分かれ、近衛・鎮台兵のほか軍管ごとに検査官員が各府県に派出して一般人民からも生徒召募にあたった。検査定則によると、年齢18~25歳まで、身長5尺以上の体格強壯の者で、「書束往復ニ稍差支ヘナキ者」・「練兵書等ヲ了解スル者」・

「加減乗除ヲ能スル者」を定格としている。修学期間は歩兵科で12～16ヵ月であったが、成績優秀で行状方正な場合は士官学校に転入できた。生徒の出身地は1872年（明治5）から83年（明治16）までを総合すると、現在の県域でいえば山口、石川（福井を含む）、東京、鹿児島、静岡、広島、高知（徳島を含む）、岡山、愛知、茨城の順となるが、鹿児島と高知は約半数が72年と73年に御親兵から送られた旧藩兵である。士官学校で多数を占める山口県は恒常的に生徒を送っており、「陸の長州」の基盤をここでも確実に固めているが、それにしても東京以西に出身地が偏る。しかし、松村と小原が入団した1877年（明治10）に限ると、入団者538名の上位出身県は秋田（65）、岡山（49）、岩手（42）、鳥取（38）、千葉（35）、長野（26）、宮城（22）、青森・東京（20）、栃木（18）の順である³⁾。東北地方が目立つが、戊辰戦争における佐幕藩、あるいは薩長に遅れをとった討幕藩の故地で、西南戦争の際に尚武志向が強く盛り上がったことを思わせる。なお、松村弁治郎の育った多摩には新選組の近藤勇や土方歳三を敬愛する気風が濃厚に残っていた。また、小原弥惣八は盛岡、中西元次郎は桑名を郷里としている。つまり、佐幕的色彩の濃い土地からの平民出身という点で3人の境遇は一致していた。時代の変化を肌で感じながら育った彼らは新しい価値を武職に見だし、軍隊に将来の夢を託したのであろう。

ところで松村らと同期に入団した者の回顧によると、教導団は被服・食料がすべて官給と待遇がよく、フランス式の練兵も「百姓をしていた体では、何でもなかった」という。ただ、「さすがに学科の一時間は、実に弱った」らしい。学科の内容は内務書・軍律・日本地理小誌・日本略史・衛戍勤務・野戦要務・数学・画図学などであったが⁴⁾、読み書きに不自由な生徒も含まれ、教官は左右を「茶碗手・箸手」と言いかえるなど苦勞し、中には「天性愚鈍に付」除隊を命じられる者までいたという⁵⁾。日本は江戸期から識字率が世界的に高かったとの議論もなされているが、少なくとも軍隊にとっては不十分だったようだ（もちろん、生徒全部がそのような状態であったわけではなく、卒業後に士官学校に編入された者はもちろん、松村や小原は入団前から一定の教養を備えていたはずである）。これは定数をうめるために召募に際しての検査定則が不完全に運用されていたことを物語っているが、下士となるべき教導団生徒ですらこの状態だから、強制的に集められた一般兵卒への軍隊教育はなおのこと大問題となる。当時は「国民皆兵」が唱えられながらも兵役はまだ「必任義務」ではなく、代人料の納付ができず広範に設定されていた免役条項の規定からもれた者の多くは教育の機会を得にくい下層農民だった。明治中期にいたっても新兵の約半数は読書・算術が満足にできなかったという⁶⁾。そこで陸軍の首脳からは、そのような状態のまま軍事技術を訓練しても、軍紀や軍人の品行を理解し、忠誠心や愛国心を積極的・能動的に抱く兵士は育成できず、あるいは軍隊の役割を国民に理解させることもできないとして、いわば文部省の公教育を肩代わりをするかたちで、せめて小学校程度の学力を兵卒に身につけさせることを当面の課題とする議論が生まれた。

たとえば、陸軍士官学校長の曾我祐準少将は1876年（明治9）6月5日に「隊中文教論」と

題する論説を軍人向けの『内外兵事新聞』に発表し、日本も西洋にならって軍隊内での教育を完備させるべきだとしている。

古語ニ曰ク、文事アル者ハ必ス武備アリト。又曰ク、文武ハ車ノ両輪ノ如シト。文教武備ノ偏廢スベカラザルヤ久シ。況ヤ今日文化ノ世ナルニ於テヤヤ。余聞ク、西洋諸国ノ軍隊ニハ聯隊ゴトニ必ス教育ノ制ヲ備フルヲ以テ、下士兵卒ニ論ナク、其本務ノ余暇ニハ一同文学ニ従事シテ見聞ヲ広クシ、智識ヲ鍊磨セザルハナク、其常備軍ニ在役スルノ間モ、猶学校ニ在ルガ如キモノアリ。……事アルトキハ誓死奮発シテ其役ニ従フコトヲ楽ミ、愛国ノ念死ニ至ルマデ忘レズ……年限既ニ満テ郷ニ皈ルノ後、赴キタル武夫ハ変シテ善良ノ民トナリ、郷人ヲ凌虐スルノ風アルコトナク、始ハ眼ニ一丁ナキモ、今ハ博ク文字ヲ解シ、郷間ニ識者ト称セラレ、衆ニ尊崇セラル、ニ至ルモノアリ。……今我邦ノ軍隊ニ於テハ、此教育ノ法ナキニ非ズト云ヘトモ、未タ完備セザルモノ甚多シ。⁷⁾

この意見は、フランス陸軍の聯隊学校制度を極端に理想化しつつ、兵士には文武両方の能力を身につけさせるべきだと唱えたものであるが、ただちに読者の間で大きな反響を呼び、同紙にはこれに賛同する投書が多数掲載されている。西南戦争をへたのち、1878年（明治11）3月10日付の『内外兵事新聞』には、歩兵中尉大供太郎による「新聞紙ヲ兵卒ニ読マシムルハ、教育ノ捷徑タル説」という投書がのせられ、これも論議をよんだ。大供は「兵卒ノ愛国心ニ薄ク、名誉ノ榮ヲ知ラス、廉恥ノ義ヲ重セス、軍紀ヲ紊シ風俗ヲ乱ル等ノ事アルハ、是皆無智無識ノ致ス所ニ非ラサルヲ得ンヤ」とし、教育の補助手段として部隊に新聞を備えつけ、必要に応じて将校・下士が兵卒に解説を施すように提案している。さすがに編集者は急進論と感じたのか、フランスでは兵営内での新聞講読が禁止され、将校といえども隊長の許可を要すると紹介し、「軍政上ニ於テ其利害果シテ如何アルベキヤ」と疑問符をそえている⁸⁾。しかしながら、陸軍省は大供の意見を採用した。すなわち、11月1日に近衛局・各鎮台・教導団に対し、『東京日日』・『郵便報知』・『内外兵事新聞』の三紙を各中隊ごとに購入して「将校下士兵卒共、営内適宜ノ場所ニ於テ展読可致」との布達が出ている⁹⁾。シオドル・F・クック氏は創建当初の軍には兵士を通じてあるべき「国民」の姿を示そうとする構想があったとしているが¹⁰⁾、国民統合のための積極性・能動性の確保が軍隊にもおよんだことを物語っているといえよう。

ともあれ、このように兵卒の知識育成が叫ばれるならば、当然ながら教師役となるべき将校・下士にも資質の向上が求められる。そのためか、西南戦争前後から各部隊では教養を磨く目的での学習会が結成されていった。たとえば、松村が所属した歩兵第十聯隊では78年2月に将校・下士によって換文社という学術組織が設けられた。聯隊長の茨木惟昭大佐は「武備アルモノハ必ス文事ナルヘカラス」と祝辞を述べ、「当所軍隊ノ一大美事」と激励している¹¹⁾。さらに、

同年3月17日付の『内外兵事新聞』に掲載された堀江不可止の投書「軍隊ノ成否ハ下士ノ良否ニ関スル論」は、「方今ノ下士ヲシテ能ク學術ヲ修メ能ク品行ヲ正シ、肝胆ヲ練リ、智識ヲ磨キ、以テ兵卒ノ肥料ナシメント欲セハ、果シテ何ノ方法ヲ施サンカ。蓋シ聯隊学校ノ設立ニ在ルノミ」と述べ、換文社をひきあいに下士の学習の重要性を指摘している。換文社に松村が参加したかは不明だが、彼の建白書にある漢文調は日常の錬磨を感じさせる。なお、こうした組織はすべて1882年（明治15）に偕行社に統合廃止された。

いうまでもなく、そこでの学習活動は漢詩文の交換や軍事知識の研究が中心で、自由民権に直結するわけではない。ほぼ同時期に公表された西周の『兵家德行』は、民権論の主張や蓄財は市民社会では当然のものと肯定しながらも、「武人ニ於テ此風習ニ染ム可ラザルナリ」と、軍人はそこから隔離されるべきだとし、軍人社会の模範を忠節一途に励んだかつての武士の気風に求めている¹⁰。事実、自由民権運動の広がりによって軍人への締めつけも様々な規制や罰則を通じて強化されていく。しかし、当時の下士は土曜・日曜および水曜日の午後は外出が許され、営外に下宿を構える者もいた。演説会への立ち入りは禁止されたものの、外出の機会に民権的論調の新聞・雑誌や書籍を熟読したり、あるいは民間人と接触することも十分にできたはずである。たとえば小原の場合、政府の国会開設請願者への拒絶の態度を新聞で知ったことが事件の発端となっているように、制約があってもメディアを通じて政治運動に接触することは決して不可能ではなかった。さらに松村の場合は営外に同志がいた形跡もある。

ところで、東京大学の初代社会学担当教授、あるいは「抜刀隊の歌」の作者者としても知られ、やがて第三次伊藤内閣の文部大臣となる外山正一は、1880年（明治13）に著した『民権弁感』で、徴兵の義務は参政権と一対にするべきだと訴えているが、その中で「最初古郷ヲ出ル時ニ於テ更ニ一文字ヲ読ミ得ザリシ者モ、営中ニ於テ漸ク書ヲ読ミ文ヲ綴ルコトヲ覚エ、朝野報知ノ民権主義ヲ主張スルノ新聞ハオロカ、扶桑新誌近事評論等ノ激論雑誌ニモ近付キトナルモノ少ナカラス」¹¹と、国家への積極性と忠誠心を確保するための教育が、遊興や巡査との乱闘など兵士の弊風をいっこうに改めないばかりか、むしろ民権思想に接近していく可能性を指摘し、徴兵令こそ国会尚早論者に最も都合が悪いだろうと、軍隊教育の効用を風刺的に論じている。また、都市生活の経験から“近代社会”に染まった兵士はいまさら農村生活に満足できないだろうとの指摘もつけくわえた。進化論の導入者であり、20年後に『藩閥之将来』で学歴の効用を説く彼らしい論理ともいえる。軍の教育が識字率向上に役立ったことは間違いないが、外山が予測したように多数の軍隊経験者が「竹槍席旗ノ先手ヲ勤メ、或ハ大塩平八郎タラン」と民権運動の先頭に立つ姿は、実際のところほとんどなかった。ただ、本論で述べた下士の実例と対照するならば、たしかに外山の観測と合致する部分もある。下士は地位に相応する学力が要求され、あるいは将校めざして自習に励む者も多かった。消灯後1時間の学習が認められていたことは、軍も自己啓発を奨励したことを示している。しかし、そうした学習活動を

通じて民権思想に関心を傾ける者も多く現れたであろう。

- 1) 日本陸軍は1932年(昭和6)まで下士官を下士と称していた(百瀬孝『事典昭和戦前期の日本』吉川弘文館, 1990年, 317頁)。下士は三等級に階級が区分され, 明治10年代前半の種類は, 永井和氏の整理にしたがうと, 1. 各兵科の〈戦闘職〉下士官(歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵の各兵科曹長一軍曹一伍長), 2. 各兵科〈技術職〉下士官(各兵科の工長など諸工下士官と憲兵下士官), 3. 各部〈技術職〉(会計部・軍医部・馬医部・軍楽部の各等書記, 看病人・馬医生・楽次長など)からなっていた。永井和「人員統計を通じてみた明治期日本陸軍(2)」(『富山大学教養部紀要』人文・社会科学編19-2, 1986年)。
- 2) 『陸軍軍制綱領』(『明治文化全集』軍事篇, 日本評論社, 1930年) 37頁。
- 3) 『内外兵事新聞』411号, 「自明治五年至同十六年近衛鎮台并使府県ヨリ入学セシ教導団生徒人員表」(マイクロフィルム版『近代日本軍隊関係雑誌集成』, ナダ書房, 1991年, R5)。
- 4) 『陸軍省第四年報』
- 5) 篠田鈺造『明治百話』(角川書店, 1969年) 99~100頁。
- 6) 由井正臣ほか編『軍隊・兵士』(岩波近代日本思想大系, 1989年) 474頁。
- 7) 前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R1。
- 8) 前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R3。
- 9) 朝倉治彦編『近代史料・陸軍省日誌』第6巻(東京堂出版, 1988年) 79頁。
- 10) シオドル・F・クック「兵士と国家, 兵士と社会」(『日本近現代史』2, 岩波書店, 1993年)。
- 11) 『内外兵事新聞』133号(前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R3)。
- 12) 前掲『軍隊・兵士』, 160~162頁。
- 13) 『明治文化全集』自由民権篇(日本評論社, 1926年) 228頁。

VI 陸軍下士の地位と不平

前節でみたように民権運動の知識に触れた軍人は多数存在したと思われる。しかし, 思想がすぐに行動へと直結するわけではない。私は陸軍下士の一部が国会開設運動に関わった背景として, やはり彼らの置かれた境遇も大きく関係するように思われる。竹橋事件が厳密に自由民権運動の範疇に入るかは疑問の残るところであるが, 下士の不平という点では本論で扱った運動とも共通性があるといえよう。以下は, この「不平軍人」の問題について, 『内外兵事新聞』の論説や投書の分析を交えつつ検討してみたい。ただし, 当該時期にあたる1879年(明治12)7月から82年(明治15)8月までの『内外兵事新聞』が散逸しており, 遺憾ながら前後の状況から推測せざるをえない部分が多いことを, あらかじめお断りしておきたい。

当時の陸軍下士の将来目標は, 次の3通りが考えられた。

1. 抜擢もしくは陸軍士官学校入学によって現役将校に昇進する。
2. 再役を重ねて15年以上服務し, 恩給を受ける。

3. 功勞を10年間積み、予備軍士官適任証書を得る。

小原が「人の長と為て国家に尽力せん事を企望」して教導団に応募したように、大部分の者は第1の将校への昇進を望んだはずである。本来的には、戦闘指揮のプロフェッションである将校と戦闘員に属する下士・兵卒は全く位置づけが異なる。ただし、兵卒が徴兵令によって義務に服しているのに対し、下士は志願のうえ選抜をへており、さらに判任官として、勅任官の将官や奏任官の上長官（佐官）・士官（尉官）とともに武官を構成していた。下士と将校の昇進上の境界は当初からあったが、後世ほど固定的ではなかった。ひとまず教導団に身を置いた上で士官学校をめざす者も多く、陸軍大臣となる田中義一や白川義則はそうした経歴を踏んでいる。1880年（明治13）頃の定則では、士官学校の士官生徒は6分の1を下士から採用することとなっていたが¹⁾、1874年（明治7）から86年（明治19）までの士官学校入校者1451人の前歴は、下士が273人、教導団生徒149人、幼年学校生徒339人、その他軍隊内から47人、一般から643人であり²⁾、下士と教導団生徒を合わせれば約29パーセントになる。要するに、将校の人材供給源は多方面に向けて設定されていた。したがって、下士の多くが将校への昇進を望んだことは決して不自然ではない。

しかし、西南戦争後に軍制が整備されていくともなると下士からの抜擢はほとんどなくなり、将校への任官はあくまで士官生徒が主体となる。一方、エリートを養成する士官学校の入学試験は教導団の召募検査よりも格段にレベルが高かった³⁾。たとえば小原弥惣八は2年連続して不合格となっている。下士が現役の将校に昇進する道は、明治後期以降のように閉ざされてはいなかったもの⁴⁾、よほど優秀な者に限られていた。また、下士は終身雇用ではなく、いずれは新たな職を探さなければならなかった。

なお、1877年（明治10）には上等卒（84年に上等兵と改称）が設けられ、彼らによる伍長勤務、さらには現役下士補充がしだいに拡大していく。これは兵卒の向上心を刺激することが直接の目的であったが、一般人民を中心に集められた教導団生徒よりも⁵⁾、兵營の経験が蓄積された上等卒の方が秩序や団結の面で有利と認識されるようになる。つまり、教導団出身の下士は将校の候補ではなく兵卒の熟達者としての側面が強調され、官等を持ちながら一般兵卒の延長に位置づけられていく。すなわち明治10年代前半を通じ、教導団出身の下士は将校から隔絶された立場に置かれる一方、上等兵にも地位を脅かされはじめた。安あがりにより人員確保が見込める兵卒からの下士補充は、1883年（明治16）から本格化する軍備拡張とともに定着する。こうして二つの下士補充方式が並立するが、将来的に展望するならば、軍は教導団の拡大よりも部隊内での教育の充実による下士養成を選んだ。1888年（明治21）制定の陸軍各兵科現役下士補充条例によって、隊内の上等兵からの下士補充は「本体」となり、教導団からの補充は傍流となる。存在意義が損なわれた教導団は最終的には1899年（明治32）に廃止された⁶⁾。

松村たち3人は軍職に強い熱意をもって教導団を志願したが、軍隊内での下士の位置はこの

ように下降傾向にあり、将校に昇進できる見込みも薄かった。身分保障が十分なうえ能力次第で栄達の可能性もある将校や、3年で一般社会に復帰できる兵卒にくらべ、下士の将来的不安は大きく、しだいに強化される行動上の束縛も苦痛と感じられるようになったに違いない。立身の可能性を軍隊に見いだせなかった3人は、自ら体得した民権思想を武器に、現役軍人による国会開設請願というインパクトのある行動で「陸軍に従事するより、寧ろ民権を拡張して国家に尽すに如かず」との態度を表明したのであろう。

当時の現役軍人4万3千名中での3人は微々たる存在に過ぎないが、それでも陸軍首脳にとっては体面に関わるだけに、松村の行動に陸軍卿大山巖が「甚有間敷所業」と反応したように大きな衝撃であった。また、下士の質は兵卒の士気や戦闘力に直結するだけに、根底にある彼らの不平不満も放置できない問題であった。そうした状況に接する士官からは下士の待遇改善を訴える者も現れる。たとえば、1883年（明治16）1月7日の『内外兵事新聞』には、近衛騎兵中隊の秋庭守信少尉による「下士ヲ待遇スル制度ノ変更ヲ望ム」という投書が掲載されている⁷⁾。彼は「下士ノ志気ハ既ニ地ヲ払フト謂フヘシ」と警鐘を鳴らし、その原因は「皆下士ノ罪ニ非ス、制度ノ誤也。否ナ世運ノ然ラシムル所」であるとした。具体的には「士官学校ノ設立已来、下士ニ昇進ノ道梗カルト、追年世上ノ財政困難ニ赴キ、満期後脾肉ヲ歎スルノ壮士ヲ江湖ニ流落セシムル」と、やはり彼らの身分待遇の低さを指摘している。そして、改善策として次の3項を提案した。

第一、士官生徒ハ多ク下士ヨリ募ル可キコト。

第二、下士ノ年期ヲ短クシ日給ヲ増コト。

第三、伍長ヲ廃スルコト。

まず第1項は、1920年（大正9）に実施された少尉候補者制度に類似するものと思われるが、4月15日の『内外兵事新聞』には、これをさらに進めた「士官生徒ハ下士ヲ以テ之ニ充テラレンコトヲ望ム」との投書が井深盤峰から寄せられている⁸⁾。井深は隊付の経験がない士官生徒が卒業後直ちに少尉に任じられることを問題にし、下士の志気向上と隊内事情に精通した将校を確保するという一石二鳥を図るため、士官生徒の採用は一般からよりも兵卒と起居を共にする下士の方を優先すべきだとしている。しかし、結局は1887年（明治20）に、陸軍幼年学校もしくは中学校を終えた者に一定期間の隊付訓練を施し、そのうえで士官候補生として士官学校に入学させるという、ドイツの制度を模倣した方式が採用され、こうした路線は否定された。

つぎに第2項では、「下士七年ノ服役年限ハ、永キニ過クレ共、其権利ハ狭小ニ、職務ハ煩勞ナルヲ以テ、大ニ嫌厭ノ情ヲ発生スヘシ」として、常備7年を5年に短縮することが主張されているが、翌年の陸軍下士服役規則により憲兵科を除く各兵科下士に限って現役5年に改

められた（ただし後備役まで含む服役期間は10年を12年に延長）。

最後に第3項は、「無力ノ伍長ヲ以テ、俄ニ熟兵ヲ司配セシムルヲ以テ、威権行ハレス。或ハ稀ニ鋭敏ノ伍長アレハ、長ク伏櫪ノ思ヲ抱キ、不満ノ色ヲ現スアリ」という現状を打開し、下士の質的向上を図るため、教導団生徒の選抜をより高度化して卒業後は軍曹に任じ、分隊長はすべて上等卒に担当させるべきだとしている。ちなみに、翌年から伍長の階級名を廃して「二等軍曹」が置かれたが内実は変わらず、教導団が廃止された1899年（明治32）に元の呼称に戻されている。いずれにせよ、秋庭の提案は現場の問題点を的確にふまえているといえよう。

ところで、下士の待遇的不満に対する方策の一つとして、82年12月23日に陸軍満期下士文官採用規則が制定された。それに関し、『内外兵事新聞』は83年2月4日および11日に掲げた「陸軍下士諸君ニ告ク」と題する社説で⁹⁾、下士の多くが将校に進級できず不平を抱くことを「余輩之ヲ諸君ノ誤謬ト謂ハント欲スルナリ。試ニ思ヘ、現時陸軍ニ於テ士官ノ数幾許ソ、下士ノ数幾許ソ」と論じ、可能性の薄い将校への昇進をはたせず失望するより、むしろ文官採用試験を受けるように勧めている。試験は『日本外史』や『常山紀談』の読解、紀行文の作文、加減乗除程度の算術など、当時としては比較的簡単であった。前述の社説はその理由を次のように述べている。

政府ガ此ノ如ク其試験ヲ簡易ニシ、諸君ヲシテ容易ニ合格スルヲ得セシメラル、所以ノモノハ亦蓋シ深意アリテ存スルナラン。夫レ、諸君ハ其本分タル勤務演習ニ於テ繁忙ナルモノナリ。……高尚困難ノ学ヲ修ムヘカラサルハ言ヲ待タサル所ナリ。……軍人ニ必要ナラサル経済・法律等ノ高尚ナル書ヲ読ミテ吃々之ヲ研究シ、為メニ却テ其本分タル勤務演習等ヲ怠ルカ如キコトアラハ、啻ニ政府カ諸君ノ為ニ優渥ナル此規則ヲ設ケラレタル趣旨ニ背戻スルノミナラス、諸君ニ在テモ亦実ニカノ必要ナル精勤証書ヲ得ル能ハサルノ恐レナキニアラス。

数年前の「博ク文字ヲ解シ、郷間ニ識者ト称セラレ、衆ニ尊崇セラルル」ことが理想とされた状況は一変する。士官が中学卒業程度の学力を要求されるのに対し、下士は品性向上と満期後の再就職に役立つ程度の知識で十分とされた。文官採用試験はそうした下士に必要な十分とされた学力水準に適合する内容である。明治期の将校は士族が高率を占めているが、それは士族が意図的に優遇されたためではなく、当時の社会における軍人志向や教育の実情を反映したにすぎない。ちなみに、武官各階級の族籍が最初に判明する『陸軍省第九年報』によると、1883年（明治16）12月31日現在の在職は士官（尉官）の場合、華族9名・士族1947名・平民329名で、下士（十一等以下）は華族3名・士族3344名・平民2686名となっている。ともあれ、軍にとって将校に昇進できそうもない下士が「経済・法律等ノ高尚ナル書ヲ読ミテ吃々之ヲ研究」する

ことは、たんに勤務上の妨げになるばかりでなく、ひいては社会運動との接触などによって秩序が乱される危険性もあった。陸軍の指導部は、行き過ぎた知識の奨励が松村や小原たちによる手痛い反撃を招いたと感じたであろう。そうした動向に即応したと思われるが、前節でふれた官費による新聞紙購求展読は、81年2月8日に「諸事勤儉ノ折柄」との理由で『東京日日』と『郵便報知』の購買が憲兵隊を除いて停止となり、『内外兵事新聞』のみを展読するように指令されている¹⁰⁾。なお、新聞講読を含めた下士の学習活動に対して軍が敏感な反応を示すようになった事例については、〈付論1〉を参照されたい。

なお、下士の救済策となるべき文官採用は、満期下士の増加に比して下級文官のポストが増加しなかったため、実際は必ずしも有効に機能しなかった。下士の待遇に関しては以後も再三にわたって改善が試みられるが、敗戦時の陸軍省人事局長であった額田坦が「将校と下士官の身分待遇の差が、あまりにも大に失していたと筆者は追想する。下士官の待遇がもっとよければ、平時から一層適任の志願者の多かったことは明らかである」と述べているように¹¹⁾、彼らの低い地位はむしろ固定化されていく。

ところで1880年（明治13）以降、教導団生徒数の減少傾向が著しくなる（79年-1404名、80年-859名、81年-870名、82年-562名）。士官生徒数も漸減の傾向を示していることから（79年-210名、80年-166名、81年-187名、82年-123名）、人員充足によって採用数が調整されたとも考えられるが¹²⁾、教導団志願者の激減を憂慮する論説や投書が『内外兵事新聞』に絶えない点を見ると、やはり人気低落を考えざるをえない。国内外の危機がひととおり鎮静化して社会一般から軍人志向の熱がさめたうえ、将校への昇進が稀で身分保障も不安定な下士は職業的魅力が薄いと認識されたのではないだろうか。おりから、農村は米価の高騰で活気にあふれており、事業の展開も盛んであった。なお、軍の中には民権運動の悪影響で社会に軍人蔑視の風潮が広まったと考える者もいたらしいが、『内外兵事新聞』は83年3月11日に「論者ノ説ヲ弁駁シ併セテ陸軍将校下士諸君ニ告ク」と題する社説を掲げ、そうした考えに次のように反論している。

論者ハ、教導団応募者ノ減少スルヲ以テ、政治論盛シナルノ風潮ニ伴ハル、モノト為ス。蓋シ然ラン。然レトモ、欧州諸国ノ如キ、人民カ政治論ニ熱心ナルハ我国ノ比ニアラサルモ、兵役ノ必要ナルヲ知りテ奮テ其募ニ応スル者ハ、彼カ如ク衆多ナリ。……今日ニ於テ少年輩カ耳ヲ政治論ニ傾クル者多キカ為ニ兵役ヲ嫌忌スル者アルハ、畢竟其教育ノ未タ洽ネカラス、其知識ノ未タ開ケサル為ニ然ルモノナリ。之ヲ概言スレハ、一時民心ノ眼前ノ事物ニ遮蔽セラル、ニ座スルノミ。故ニ余輩ハ人民ノ政治ノ思想ニ富ムニ從テ益々愛國ノ精神ヲ発達シ、愛國ノ精神ヲ発達スルニ從ヒテ益々尚武ノ気風ヲ養成シ、其兵役ヲ冀望スル者益多カルヘキヲ信シ、且ツ其益多カラントヲ希望スルナリ。¹³⁾

つまり、下士志願減少の根本的原因は教育の不備による「愛国ノ精神」の欠如に求められている。公教育と愛国心の浸透は直線で結ばれていたが、軍人勅諭と陸軍刑法を通じて軍人の政治不関与と絶対服従の軍紀を規定し、憲兵隊の拡充で社会運動に堅い備えで望んだ軍の、退潮著しい民権陣営に対する余裕をうかがうこともできる。この年から軍備拡張が本格化する一方、松方デフレが農村を疲弊させ、さらに壬午・甲申事変などに触発されて国権志向が強まるとともに、教導団は生徒数を再び増大させ、1885年（明治18）には最大の数値（2239人）を示すにいたる。

- 1) 前掲『近代史史料・陸軍省日誌』第7巻, 457頁。
- 2) 廣田照幸「近代日本における陸軍将校のリクルート」(『教育社会学研究』42, 1987年) 注26より。
- 3) 教導団の生徒召募試験は、1874年制定の教導団概則によると読書(練兵書等)・写字(書束往復)・算術(加減乗除)であったが、翌年の士官学校の入試科目は文学(漢文・作文)・算術(整数・比例・代数・幾何)、さらに希望者に外国語が課せられた(廣田前掲論文)。
- 4) 大江志乃夫氏は『日露戦争の軍事史的研究』(岩波書店, 1978年) 204頁に「平時においては、准士官・下士から現役士官への道は閉ざされ、予備役または後備役に編入後の士官任用という道しかなかった」と述べている。
- 5) 陸軍は最初、兵卒から選抜して全ての教導団生徒を確保することを図ったようだが、志願者の確保が困難だったのか、一般人民の志願者で不足を補う方式に改められた(前掲永井「人員統計を通じてみた明治期日本陸軍」註44)。なお、80年頃の定則では兵卒の割合は生徒の1割となっている。(『近代史史料・陸軍省日誌』第7巻, 457頁)。
- 6) 遠藤芳信「1900年前後における陸軍下士制度改革と教育観」(『教育学研究』43-1, 1976年)。
- 7) 『内外兵事新聞』386号(前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R5)。
- 8) 『内外兵事新聞』400号(前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R5)。
- 9) 『内外兵事新聞』390・391号(前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R5)。
- 10) 『近代史史料・陸軍省日誌』第8巻, 34頁。
- 11) 額田坦『陸軍省人事局長の回想』(芙蓉書房, 1977年) 51頁。
- 12) 『近代史史料・陸軍省日誌』第8巻, 378頁。
- 13) 『内外兵事新聞』395号(前掲『近代日本軍隊関係雑誌集成』R5)。

Ⅶ お わ り に

松村弁治郎・小原弥惣八・中西元次郎の3人は、小原のいう「兎角武張たることを好む」気概を高揚させ、軍隊において「人の長と為て国家に尽力」することに新しい時代への展望を見だして軍人を志願した。万国対峙にむけ、富国強兵のために国民統合が急がれるおりから、陸軍は模範的な「国民」として兵士を育成するため、彼らの教育を急務とした。そうした学習熱は教師役である将校・下士をも刺激し、多くの者が知識の研鑽に励んだが、一方では当時の

社会状況に反応し、メディアなどを通じて民権思想に関心を抱く者も現れる。政府は最後の頼みである軍隊内にそうした傾向が現れたことに警戒を強め、集会条例など各種の規制措置を強化していく。にもかかわらず、少なくとも3人の伍長によって活発な国会開設請願が行われた事実は、運動の裾野の広がりを示す恰好の材料といえよう。

しかし、松村たちの活動は民権運動の全国的展開に呼応するのみではなかった。陸軍伍長によってこうした活動が行われた背景には、在野における潮流とは別に、当時の陸軍下士の置かれた境遇が密接に関連したと思われる。3人に共通するものは、軍職に対する自負と国家に対する強烈な意識であった。しかし、将校と下士との身分的格差は次第に固定的となり、彼らが目標としたであろう将校の地位は遠のいていく。方向を失った国家への積極性と軍への不平は、民権思想に触れるとともに激しい行動力で政府に向かっていく。すなわち3人の伍長の行動は、民権運動の全国的展開を基礎としながらも、佐幕側の地に育った平民という彼らの出自と、当時の陸軍下士が抱いた処遇への不平が根底で影響しあい、松村の場合は国会開設請願の全国的展開、小原の場合はそれに対する政府の拒絶の態度への反発、中西は官物払下事件というように、民権運動の波長に連動して営門を乗り越えたものである。

ただし3人の政治姿勢は一樣ではない。建白書で天賦人權を多少なりとも意識した松村は、やがて自由党急進派に加わって「国体ヲ変更スル事」を望み、君民共治論への共感が濃厚な小原は自由党と距離を置く。天皇に対する認識は松村がかなり醒めているのに対し、小原や中西は直訴の対象と考えるように大きく異なる。しかし、彼らに限らず1880年（明治13）から81年にかけては、在野のあらゆる潮流が国会開設という目標のもとに結束していた。そうした全国的結集は、中西の自首に示されるように「国会開設の詔勅」以後は急速に分散していく。また、彼らの活動の根本は軍人らしく国権の維持に置かれたが、結局は大陸進出を意図した軍備拡張による「国威発揚」に置き換えられ、御誓文や詔勅に正当性の根拠をすえた運動は、天皇親率を表明して政治への不関与を命じる「軍人勅諭」に吸収される性格のものであった。

軍は内部に対する締めつけを強化する一方、下士の不平不満には文官採用など様々な手段でガス抜きを図っていく。しかし、将校のエリート化と兵卒の強化が図られる一方で下士の待遇は根本的には改善されず、軍は適任者の確保に苦しむ一方、下士の側は私的制裁や逃亡、あるいは営外での乱闘など、政治向きとは別の方向に不満を噴出させていった。松村たちに続く下士は現れなかったが、逆に松村のような立身を望む青年は社会的地位の低い下士を志願しなくなり、1899（明治32）の下士制度改革に際して山県有朋を「今や我軍下士団ノ人物ハ年々歳々其価値ヲ減シ、其学識ハ之ヲ十年以前ニ比スレハ殆ト霄壤ノ差アリ。其甚シキニ至テハ、日常普通ノ文章ヲ筆記シ得サルモノアリ」¹¹と嘆かせるにいたる。

なお、軍人と社会運動との関わりを完全に絶つことは困難であった。83年（明治16）の徴兵令改正、さらに89年（明治22）の大改正による兵役の拡大は、様々な政治思想の持ち主の入営

を不可避とし、軍にとっては別の問題が生じてくる。たとえば84年に頻発した激化事件に際しては、きわめて少数ながら自由党急進派の工作に呼応する動きが軍隊内にあった。この問題は本論文で触れた下士の事件とやや性格を異にするが、〈付論2〉で若干ながら触れておく。また、海軍の動向については全く検討することができなかった。洋上勤務という都合から民権運動との関与は陸軍以上に困難ではなかったかと思われるが、今後の課題としたい。

1) 『陸軍省沿革史』(『明治文化全集』軍事篇, 日本評論社, 1930年) 190頁。

〈付論1〉 東京鎮台下士の新聞講読研究会

1882年(明治15)10月に開かれた自由党幹部の秘密会では、諸階層の結集による実力行使について、「各業務ニ就テ政府ニ不平ヲ訴フルノ手段」を図る方針が申し合わされた¹⁾。このうち人力車夫部は奥宮健之らの主導で結集に成功し、同月20日に懇親会と演説会の開催が実現されたが、とりわけ政府にとって頼みの綱である軍隊の中から同志を獲得することは、政権転覆の大前提となる策略と考えられた。

本論で見てきた軍人の民権活動は、あくまで自発的・能動的な部類に属していた。しかし、自由党員による軍人社会への働きかけは、いま述べた秘密会の申合せとの関係は別にしても、いくつかの痕跡を認めることはできる。以下ではそうした問題について、若干の例を検討しながら考えてみたいと思う。

軍人勅諭から2か月たった82年3月、警視庁に次のような密告が入った。

麻布鎮台下士ノ内ニテ、寺村某・本間某之二人ノ首トシテ、他ニ二十人程ノ同意者アツテ頗ル自由主義ニ熱心セシ者アリ。既ニ某氏ヲ招キ演説ヲ開カンコトヲ希望シ居レリト。²⁾

副総監綿貫吉直は未確認と断りながらも、3月29日に陸軍卿代理山県有朋に通報する。陸軍省では「事実相違ノ事トハ被察候得共、万一類似ノ事情等有之候テハ不容易」と警戒し、翌日に卿官房長児島益謙大佐は東京鎮台に調査を命じた³⁾。東京鎮台は千葉県鎌ヶ谷で野外演習中だったが、4月2日に鎮台参謀長の岡沢精大佐は、調査の結果3月上旬より歩兵第一聯隊の下士によって「研究会」が開かれたことが判明したうえ、「教師体」の者を招いた様子もあると報告し、参加者として次の十五人の名をあげている⁴⁾。

第一大隊

陸軍歩兵軍曹 本間登人, 福嶋正信, 坂上庸之助, 及川富三郎, 竹中孫七郎

明治前期の陸軍下士と自由民権

日高藤太郎，堀庄十，奥田保道，岩井錠九郎

陸軍歩兵伍長 寺村辰三，武藤一策

第三大隊

陸軍歩兵曹長 神代三郎

陸軍歩兵軍曹 小瀬川要蔵，錦織剛造，河田道三郎

このうち、密告書で名指しされた本間登人は次のような始末書を提出している。

嚮キニ同志ノ者ト相謀リ，研究会ノ如キ者ヲ設立シ，相会合シテ事理ヲ論議致シ候件ニ付キ，木村歩兵中尉殿ヨリ其主意事情等一応尋問相成，且ツ其始末等ヲ詳細ニ記載シ可差出御申付相成候間，左ニ記載上申仕候。

一，去三月五日頃，親友福嶋正信ヨリ此度有志ノ者相謀リ，新聞書籍等ノ中不分明ノ件々ニ付，互ニ其所思所見ヲ陳へ，以テ相補益セント思量致居候。就テハ加入不致候哉云々之相談ニ預リ，登人儀モ素ヨリ心中企望致居候コトナレハ，直ニ同意仕候。而シテ他ノ企望者ヲ合シ，都合十五名有之候。

一，右会組織方法ハ別段無之候得共，議論数派ニ涉リ論意混乱致シ候テハ更ニ其効益モ無之事ニ付，順番ニテ会頭ノ如キ者ヲ設営シ，其静肅判定ノ事等ヲ主掌為致候。

一，其後会日ヲ相談シ，去ル三月十九日（日曜日）同廿二日（水曜日）ノ両日ハ官暇ニモ有之候コトニ付，当中隊軍曹岩井錠九郎ノ兼テ懇意ナル麻布狼谷某寺院ノ座敷ヲ借受ケ相開キ候処，前会ハ七名後会ハ六名相集リ，事理ヲ研究仕候。

一，三月廿四五日頃，友人某ヨリ右会合ノ事ニ付種々ノ風説モ有之候中，或ハ政事ヲ熟論シ劍法ヲ可否スル会ナリ抔ト言ヒナス者有之候趣聞及ヒ，大ニ驚愕仕候。其後能々相考候得者，右ノ風説タル固ヨリ無根無実ノ事ニテ，敢テ意ニ介スルニモ及ハサル事ナレトモ，漸々通伝シテ此妄説ヲモ信認致シ候者有之候様ニ立至リ候テハ，大ニ登人等会合ノ主意ニモ悖ル事ニ付，同廿六日他ノ同志者へ宛テ，散会ノコトヲ協議仕候処，孰レモ同意ニ付，同廿八日全ク散会仕候。

これによると、研究会の発起人は福嶋正信ということになっているが、本人は4月1日に以下のように申告している。

正信儀，兼テヨリ新聞講読仕居候得共，何分新聞ノ意味トモ瞭解相成兼候故，宜キ先生ヲ頼ミ質問仕度ト存候得共，勤務繁多ノ私共故，同輩ノ者ト新聞ノ意味等ヲ議論仕度ト存居候際，過ル三月五日，偶マ麻布三河台町ニテ遠州屋亀吉宅（私儀以前下宿仕居候）エ参リ居候処エ，錦織剛造・竹中孫七郎・堀内庄十，右三名来訪致シ呉候間，新聞及學術議論等致

候テハ如何哉ト相談仕候処、早速同意致サレ候故、然ラハ来ル十九日当下宿ニテ議論可致様決約仕、帰宮後同輩之者エ本日相談致候云々相語り候処、左ノ人名

及川富三郎 阪上庸之助 本間登人 日高藤太郎 岩井錠九郎 寺村辰三

奥田保道 竹中孫七郎 堀内庄十 武藤一策 小瀬川要蔵 神代三郎 錦織剛造

右同意シ、則三月十九日、同意者岩井錠九郎ノ下宿、俗ニ狼谷ト申寺院ニテ前件議論仕、同月廿二日再ヒ同寺院ニテ同様議論仕候。其後一般外出差留ニ相成、中絶仕候。就テハ、過日ヨリ右件ニ付色々風評モ有之、恐縮ノ余リ三月廿六日同意ノ者エ破会致度旨通知仕、同廿八日全ク破会仕候。此段委細申上候也。

つまり、彼らは3月19日と22日に新聞講読研究会を開いたものの、隊内で妙な噂が広まったため、申し合せのうえ28日限り解散したが、この会は知識の向上を図る内輪の集会で、決して政治色のあるものではないと主張している。しかしながら、陸軍省はこれを「頗ル自由主義ニ熱心セン者アリ」、あるいは「既ニ某氏ヲ招キ演説ヲ開カンコトヲ希望シ」という密告を打ち消すものとは考えず、「教師体」の者を招いた様子も含めて捜査を続行したところ、新たな事実が判明した。5月9日に岡沢参謀長は、児島官房長に次のように報告している。

先般鎌ヶ谷駅出張中御内談有之候、軍曹本間登人・伍長寺村辰三之件ニ付、其節聞込之次第不取敢及御答候通り、下士数名麻布狼ヶ谷某寺院ニ集会ニ及候儀ハ相違モ無之。又一度ハ教師体之者ヲ招請候事モ可有之哉ニ申述候ハ、当時右寺村辰三ノ親友竹内仲昌ト申者、三浦郡ヨリ出京存問之際、談末偶該会ノ事ニ及候処、幸ヒ旅モ閑暇ノ折柄ニハ有之、且同人知己照山俊三ナル者、才学モアリ随分面白人物故、俱ニ若シ傍聴ヲ被許間敷哉ノ依頼ニ対シ、一応ハ諾否ノ有無、本間登人へ謀リタレ共、畢竟此挙タル、只各自不審之廉ヲ質問、長短相補益ノ旨趣ニ止リ候上ハ、傍聴存思之外ナル者ニ付、断然謝絶及タル由ニ有之。其他外人ニ関涉之事ハ勿論、別ニ可怪事情モ無之、又最前聴書ニ申添候同志人名ハ、其際御報答之外無之。仍テ本人共ハ素ヨリ、外下士一般ヘモ教戒可及儀ハ夫々嚴重申達置候間、此談申進候也。

すなわち、本間の供述にあるように岩井錠九郎が下宿先にしていた麻布狼谷の寺院で、研究会が2回にわたって開かれたが、参加者の一人だった寺村辰三がその様子を神奈川県三浦郡から訪ねてきた友人の竹内仲昌に語ったところ、竹内は知り合いの照山峻三が「才学モアリ随分面白人物」なので傍聴を許すようにすすめた。照山は2年後に政府側密偵として埼玉県内で自由党員に殺害されるが、当時は自由党の少壮活動家として各地を巡回していた。ともあれ、寺村はこの件を本間に相談したが、彼は部外者の同席を拒否したという。鎮台からは下士一同に

厳重注意がなされたが、それ以上の追及や処分が加えられた形跡はない。

研究会でなされた討論の具体的内容は残念ながら不明だが、新聞が題材である以上、それが政治の領域におよんだと想像するのはけっして無理ではないだろう。そして、軍は彼らの立場が自由党员と結合する前に手を打ったといえる。

- 1) 安丸良夫・深谷克己編『民衆運動』(岩波近代日本思想大系, 1989年) 274～275頁。
- 2) 「密事編冊」, 陸軍省卿官房M14-7。
- 3) 「密事日記」, 陸軍省卿官房M15-5。
- 4) 「密事編冊」, 陸軍省卿官房M14-7。

〈付論2〉 「東北的大動乱の陰謀」と仙台鎮台伍長

1882年(明治15)11月の福島事件以降、政府の弾圧強化と民権派内部分裂という状況の中で、言論活動のみの活動に満足できない急進派が自由党内に現れたが、『自由党史』第八編は、1884年(明治17)に静岡事件の首謀者たちを中軸に、気脈を通じた各地の急進派によって広域挙兵を図った「一般的大動乱の陰謀」が構想され、その一環として茨城、栃木、宮城、秋田、福島各県の有志の間で「仙台の鎮台を襲ふて之を奪取し、以て之に抛り、政府転覆の計を画せんとしたるも、加波山の激挙の期に先つて起こりしが為めに機を誤り、同志雌伏して時期の臻るを俟ちつゝありしが」と、「東北的大動乱の陰謀」があったことを伝えている¹⁾。

仙台鎮台では、以前から軍人と自由党员との関係が取り沙汰されていたようである。たとえば前年の1883年(明治16)3月に、陸軍省から仙台鎮台に対して「其台士官カ兵卒ノ内、政談演説場ニ於テ拘留セラル、趣。右実否、電報ニテ即答アルベシ」との指令があり、3月3日に仙台鎮台司令官佐久間左馬少将から陸軍卿代理の山田顕義に「政談演舌場ニテ拘留セラレタル士官下士卒一人モ無シ」との返電があったが、陸軍省はそれに納得せず再度調査を命じ、同月9日に佐久間司令官から繰り返して「再三取調ルモ、非職士官以下福島県下政談演舌場等ニテ拘留セラレタル等ノ事ナシ」との電報が返っている²⁾。どのような根拠から陸軍省が執拗に調査を命じたのかはわからないが、何らかの情報が警察から入っていたのだろう。また、同年2月7日付『東京日日新聞』によれば、1月4日に仙台鎮台の下士・兵卒らが開いた新年会の席で過激な政談演説がなされ、また自由党员との同盟の形跡もあることから、7名が軍法会議にかかったという³⁾。

そして84年10月22日、仙台鎮台輜重兵第二小隊付の原竹太郎伍長が岐阜県の自由党员藤波鍵次・杉本錦太郎と関係し「若シ十月中東北ニ事アリテ、仙台ナレハ吾ト思量アルベシナド唱へ

タル由」との情報が、陸軍卿西郷従道から佐久間司令官に電報で送られた⁴⁾。この情報は同月14日に長野県大書記官鳥山季信から内務省警保局清浦奎吾に送られた報告にもとづくが、それによれば、藤波と杉本は旧岩村藩士族で、茨城・栃木・福島・宮城・山形を遊歴の後、9月20日に新潟で開かれた北陸七州懇親会に参加しており⁵⁾、それから高田をへて飯山町の鈴木治三郎宅にしばらく滞在していた。しかし「其挙動ヲ見ルニ粗暴過激ノ性質」で、9月23日に加波山で決起した富松正安との連絡をうかがわせ、宮城県 of 自由党員で蜂起に加わった者の名前を承知しているとの語気であったという。その後、彼らは東京方面に出発したが、追跡していた密偵から10月12日に次のような通報が入ったという。

宮城ノ件ハ、茨城ノ如キ、仙台ニハ有志無之候得共、仙台鎮台輜重兵第二小隊付陸軍伍長原竹五郎ハ、会計事務取扱ノ由ニテ、仙台漫遊中ハ親密ノ交際ヲナシ、原ノ言フニハ、僕職ヲ陸軍ニ奉シ居レバ、余ニ従フ兵卒モ何人カアリ。且、会計事務取扱居レハ、事業ヲ為スニ於テハ幾分ノ資金、策略ヲ以テ得ルハ実ニ容易ナリ。故ニ十月中東北ニ事アレバ、仙台ニ思察致サレタシ。仙台ナレバ僕ト思察致サレタシト云ヘ居レリ。⁶⁾

23日には陸軍卿から重ねて佐久間司令官に内達が発せられ、密偵の情報はあいまいで直ちに信じがたいとしながらも、「苟モ陸軍ニ従事スル者トシテ、如斯風説有之候テハ、軍隊ノ体面ニモ関係不少候ニ付、篤ト取調可申出、且近来自由党員各地遊歴、過激ニ演説等ニ及ヒ、妨害有之趣ニ相聞候間、尙一層各隊取締方法注意可致」との指示を加えている。これに対し、11月11日に佐久間少将は原は藤波・杉本との関係を否認し続けているが調査は継続中と報告した。

つづいて、翌12日に山県内務卿から西郷陸軍卿に送られた報告によると、藤波と杉本は長野県内で警察に拘束されていたものの、証拠不十分で釈放されたことが伝えられている。おそらく加波山事件との関係が疑われたのであろう。しかし、山県は別紙として宮城県大書記官和達孚嘉から清浦警保局長に寄せられた報告書を添え、原が同じ鳥取県出身で仙台に寄留中の谷口長吉なる人物と親密な関係があると伝えた。和達は谷口について「自由説ヲ唱ルモ一定ノ主義ニアラス。且不品行ナレハ、区内ハ勿論其他ニ於テ人望毫無ク、他ニ事ヲ謀ラントスルモ、之ニ応スル者更ニ無之」と述べ、思想を同じくする者として原の名前をあげているが、彼らの活動については「共謀スルモ、決シテ其目的ノ如ク為シ得ルモノニアラズ。唯座上ノ戯談ニ過キスト信認致候」との判断を下している⁷⁾。

原の活動は『自由党史』のいう「東北の大動乱の陰謀」に関連するものと考えられるが、同志獲得の困難や当局の監視網強化のために身動きがとれず、結局のところ具体化に至らなかったであろう。なお、この直後の12月3日に摘発された飯田事件の場合、首謀者の一人である八木重治は名古屋鎮台看護卒で、中島助四郎・福住大宣など軍隊内の同志を獲得したうえで6

月30日に脱営し、鎮台乗っ取りなど挙兵計画に加わっている。一種の反乱軍工作として注目できるだろうが、策略があまりに稚拙で失敗した。そのほかにも自由党員は軍人との接触工作を繰り返し試みたようだが、軍人の掌握は將兵を政治から隔離することに躍起になっていた軍当局が常に先行していた。そして、隊内における統制と監視がより強化されたことは、内部工作をより困難にしたと思われる。ただ、こうした自由党急進派の相互関係は不明な点が多く、今後の課題といえよう。

- 1) 『自由党史』下(岩波文庫, 1958年) 120~121頁。田岡嶺雲『明治叛臣伝』(青木文庫, 1953年) は秋田県旧自由党員石塚三五郎の次のような証言を紹介している。
「加波山の連中が期を愆まつたもんだから、計画はめちやめちやになりました。私は其時、秋田の自由党を率ひて立つ積りで、国へ帰つたもんです。其前にも、仙台で事を起す積りで、仙台鎮台を焼く企をした事がありました」(129~130頁)。
- 2) 「密事日記」, 陸軍省卿官房M16-2。
- 3) 『新聞集成明治編年史』第5巻(明治編年史編纂会, 1935年) 237頁。
- 4) 「密事日記」, 陸軍省卿官房M17-4。
- 5) 『自由党史』中(岩波文庫, 1958年) 388頁。
- 6) 「密事編冊」, 陸軍省卿官房M16-1。
- 7) 「密事日記」, 陸軍省卿官房M17-4。